

(参考2)

発達障害児・者への相談支援体制(令和5年度当初時点)

		発達障害児:乳幼児期～学齢期中心		発達障害児:成人中心		対応の方向性
		相談等機関名	主な役割・業務内容	相談等機関名		
三次	府全域	京都府発達障害者支援センター 「はばたき」 (こども相談室)	<ul style="list-style-type: none"> 企画立案 府内の支援ネットワーク化 二次・一次機関への支援、困難ケース対応 人材養成、モデル事業等 	京都府発達障害者支援センター 「はばたき」	支援ネットワーク化の強化	
二次	圏域	発達障害児支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> 圏域内のネットワークづくり 相談支援(乳幼児～学齢期) 地域支援(年中児サポート事後支援、市町村支援等) 発達クリニック(相談) 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域内のネットワークづくり 相談支援(成人中心) 自立支援協議会部会運営 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害児 発達障害に係る初診待機期間の短縮と相談対応の強化 教育を始めとする関連分野と連携した支援 	
				山城南	障害児者生活支援センター「あん」	
				山城北	障害児(者)地域療育支援センター	
				乙訓	乙訓ひまわり園	
				南丹	花ノ木医療福祉センター	
				中丹	障害者生活支援センター「青空」	
丹後	障害者生活支援センター 結					
一次	市町村域	市町村(保健、障害福祉担当課) 障害児相談支援事業所 (府内97事業所:R5.4.1時点)	身近な相談支援	市町村(障害福祉担当課) 計画相談支援事業所 (府内129事業所:R5.4.1時点)	一次相談強化のためモデル市町村における研修実施	